公益債券レポート

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型）Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）／Dコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

2019年7月30日
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

当ファンドの足元の状況と今後の見通し



◆年初来、金利が低下したことに加え、スプレッドが縮小したこと等により、当ファンドは堅調に推移しました。

◆債券への資金流入が続いていますが、公益債券の魅力の一つである相対的に高いクーポン収入を『コツコツ』積み上げることで、安定的な運用を目指してまいります。

◆『利下げ』は景気減速懸念を受けたものであり、今後より安定性が高い債券への需要が高まることが期待されます。

● 2019年前半のパフォーマンスは好調！

年初来の騰落率（分配金込基準価額）は**Aコースで7.65%**、**Bコースで5.40%**となりました（2019年6月末時点）。

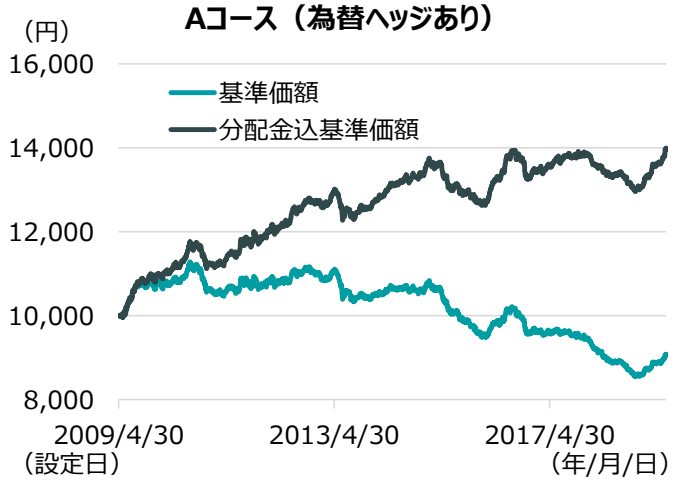
パフォーマンスが好調であった主な背景には、米連邦準備制度理事会（FRB）が利下げを示唆したことや、欧州中央銀行（ECB）が金融緩和姿勢をさらに強めたことがあります。

2018年末にはFRBの過度な金融引き締めに対する警戒感や米中貿易摩擦に対する懸念等が、市場の過度なリスク回避姿勢へとつながり、米国を中心に株式市場は急落しました。この影響は投資適格債券市場にも波及し、当ファンドの主要投資対象である公益債券市場のスプレッド（国債との利回り差）が拡大、同市場も一時期下落しました。

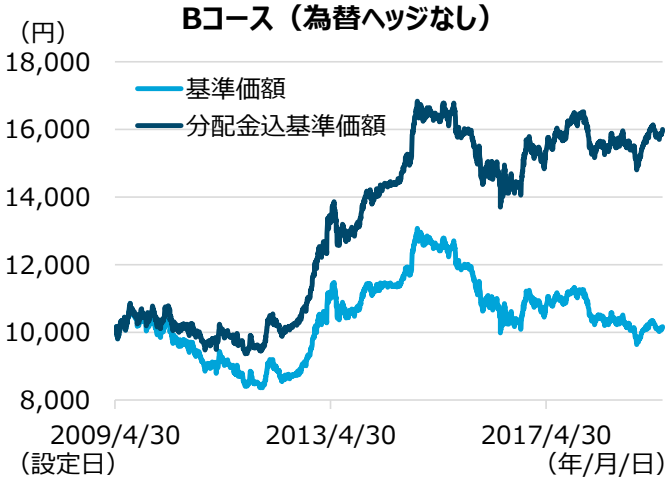
2019年に入ると、FRBが今後の利上げに慎重な姿勢を示し、その後利下げの意思を示したことや、ECBがさらなる緩和策の実施を示唆したこと、また米中貿易摩擦への過度な懸念の後退等から、スプレッドは徐々に縮小し、それとともに債券価格は上昇に転じました。

【図表】設定来の運用状況
2009年4月30日（設定日）～2019年6月28日、日次

Aコース（為替ヘッジあり）



Bコース（為替ヘッジなし）



＜Aコース分配金込基準価額騰落率＞
2019年6月末時点

3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
2.84%	7.65%	5.13%	3.16%	39.94%

＜Bコース分配金込基準価額騰落率＞
2019年6月末時点

3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
0.36%	5.40%	3.73%	13.02%	60.03%

※基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後の値を使用しています。
※分配金込基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

● 利上げサイクル終了
● 金利が急上昇する可能性は限定的



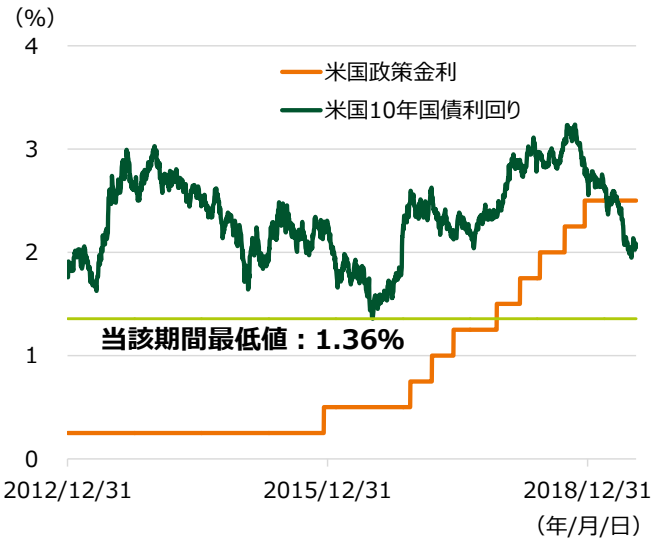
パウエルFRB議長が利下げを示唆したこと等から、昨年後半に3%台にまで上昇していた米国10年国債利回りは足元2%近辺まで急低下しましたが、**ここから金利が再び急上昇する可能性は限定的**であると当ファンドでは考えています。

2012年末以降の米国10年国債利回りの状況を振り返ってみると、最低水準となったのは2016年7月上旬です。この時の背景には米国の早期利上げ観測の後退に加え欧州の追加金融緩和により、世界的に低金利環境が継続するとの観測がありました。

今回もFRB、ECB共に金融緩和姿勢の強化を示唆する等、似た様な状況にあり、足元金利は低下しています。

当時との違いは**今後金利が急上昇する可能性**と考えます。当時は利上げに転じたばかりであったこと等から、金利はその後急上昇しました。しかし、今回は**利上げサイクルは終了しており、今後の利下げが明確に示唆されていること**や、FRBが景気減速懸念を示唆していることから、今後**金利が急上昇する可能性はかなり限定される**と見ています。

【図表】米国10年国債利回りと米国政策金利の推移
2012年12月31日～2019年7月23日、日次



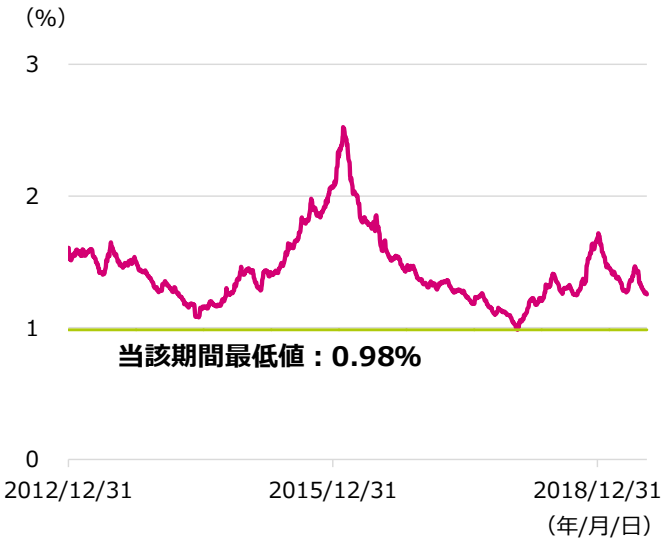
● さらなるスプレッドの縮小余地
● 安定的で利回りを有する資産が選好されやすい環境が続く



公益債券のスプレッドは縮小傾向にあるものの、昨年末の急速にリスク回避姿勢が強まる以前に回帰した程度です。欧米共に金融緩和姿勢が継続されると見込まれる一方、昨年末にリスク回避の動きが急速に高まった経験を投資家が有していることから、より**安定的にリターンを獲得していきたいという意向が強まる**と見込まれます。また、景気減速懸念が台頭していることも**投資家の安全志向を高める要素**となると考えられます。

そのような中で、公益事業という信頼性の高い企業が発行する債券の魅力度はさらに高まるものと考えています。

【図表】公益債券（指数）のスプレッドの推移
2012年12月31日～2019年7月23日、日次



出所：Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント㈱が作成
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

公益債券レポート

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型）Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）／Dコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

● 公益債券の魅力＝クーポン収入の積み上げ



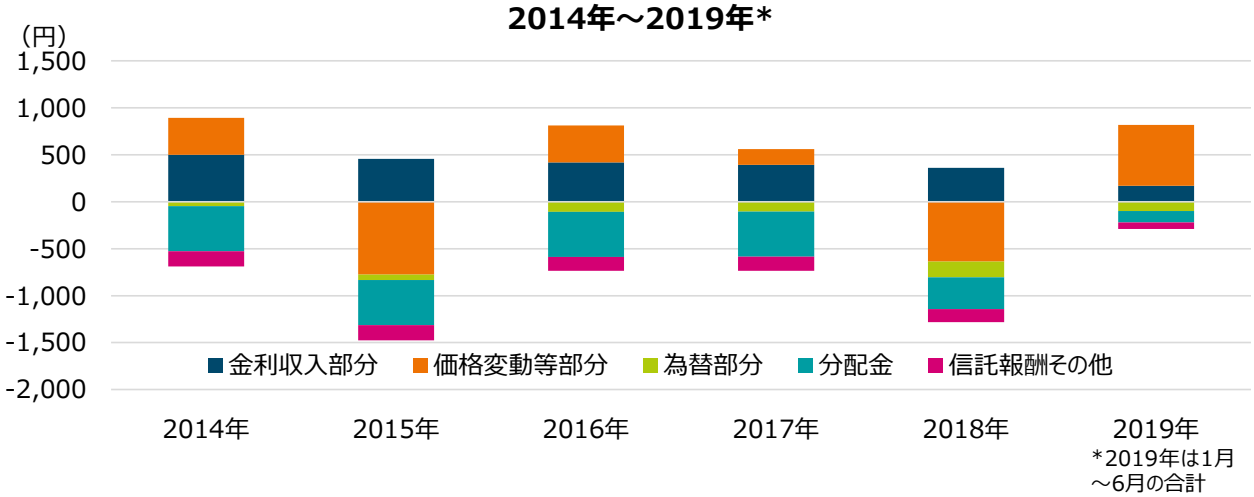
当ファンドの主要投資対象である公益債券の主な魅力の一つとして**クーポン収入が高いこと**が挙げられます。

これは公益企業の手掛ける事業は比較的長期のものが多く、その分、事業の資金調達手段である公益債券の残存年数も長くなるためです。

当ファンドの基準価額変動の要因を分解してみると、金利収入部分が毎年ほぼ同程度の水準で獲得できており、これが価格下落時のマイナスの影響をある程度吸収していることが分かります。

なお、Aコース（為替ヘッジあり）の投資タイミングと保有期間別のリターンを見ると、**保有期間が長いほど、リターンが積み上がる**傾向にあります。公益債券の魅力の一つである相対的に高いクーポン収入を**『コツコツ』**積み上げることで得られる効果は、長期の投資でさらに発揮されるものと考えています。

【図表】Aコース（為替ヘッジあり）の基準価額変動の要因分解
2014年～2019年*



*2019年は1月～6月の合計

【図表】Aコース（為替ヘッジあり）の投資タイミングと保有期間別のリターン（分配金込基準価額）

Aコース		投資タイミング									
		2009/4/30	2010/4/30	2011/4/28	2012/4/27	2013/4/30	2014/4/30	2015/4/30	2016/4/28	2017/4/28	2018/4/27
保有期間	1年	11.1%	2.0%	6.7%	7.4%	0.1%	3.7%	-1.9%	2.5%	-0.9%	1.4%
	2年	13.3%	8.8%	14.6%	7.5%	3.8%	1.8%	0.6%	1.5%	0.5%	
	3年	21.0%	16.9%	14.7%	11.5%	1.8%	4.3%	-0.3%	3.0%		
	4年	29.9%	17.0%	19.0%	9.4%	4.3%	3.3%	1.1%			
	5年	30.0%	21.3%	16.7%	12.1%	3.4%	4.8%				
	6年	34.8%	19.0%	19.6%	11.1%	4.9%					
	7年	32.3%	22.0%	18.5%	12.7%						
	8年	35.6%	20.9%	20.2%							
	9年	34.4%	22.6%								
	10年	36.3%									

※当図の見方：2009年4月30日に投資を開始し、1年保有した場合のリターンは11.1%となります。

※基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後の値を使用しています。
※分配金込基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

● ヘッジコストは今後改善する見込み

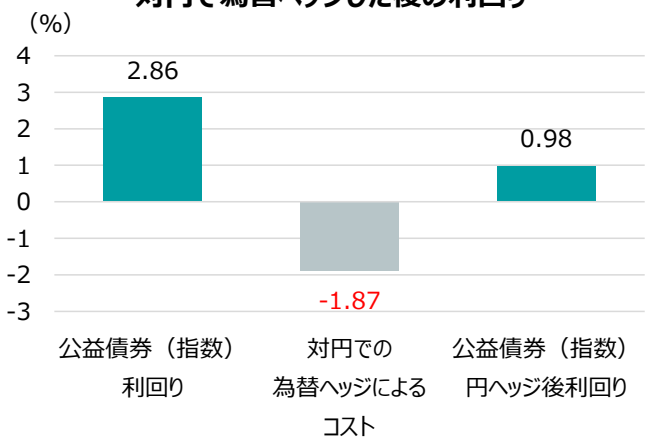


2019年6月末時点では公益債券（指数）に対し対円で為替ヘッジを行った場合、約1.87%のヘッジコストが発生すると見込まれます。これは先進国の中でも短期金利水準が高い米ドルの割合が多いことが原因です（指数ベース）。しかし、**今後FRBが利下げを実施すれば、ヘッジコストの改善**につながることが予想されます。

現在、米国国債のイールドカーブは1年以内の年限では「逆イールド」となっています。FRBの金融政策はFFレートの水準を操作することで行われるため、**利下げが実施されればより短い年限の金利水準が低下**すると考えられます。

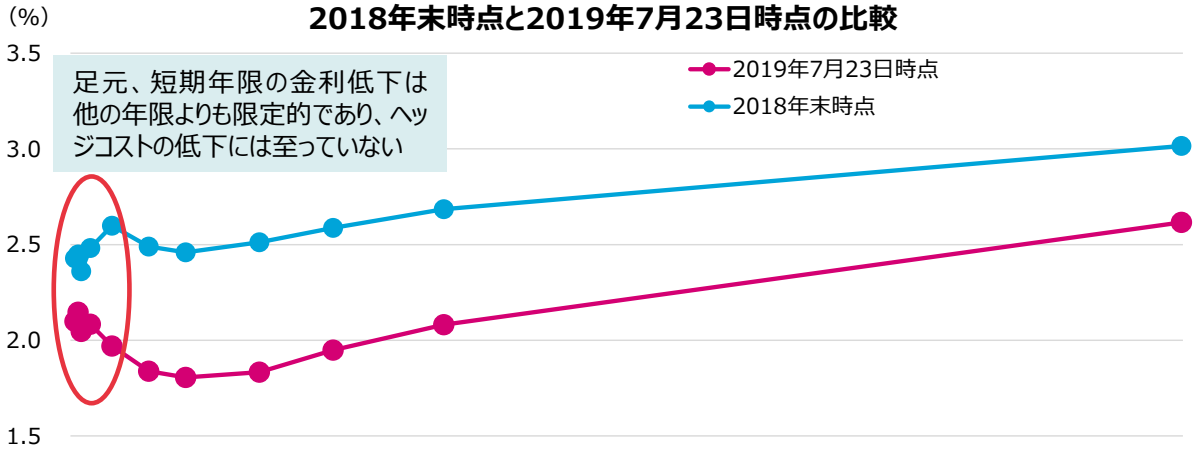
なお、当ファンドで実施している為替ヘッジにおいては、1カ月～3カ月の金利水準がヘッジコストに影響を与えるため、利下げによりヘッジコストが改善すると期待されます。

＜ご参考＞2019年6月末時点の公益債券（指数）を対円で為替ヘッジした後の利回り



※公益債券のヘッジコストは2019年6月末時点のBloomberg Barclays Global Aggregate Corporate-Koueki（日本円除く）の通貨別構成比率を基に各通貨の短期金利を用いて算出。米ドル、ユーロ、英ポンド、円は1カ月LIBOR、豪ドルは1カ月BBSW（銀行間取引金利）、加ドルはカナダ銀行引受手形1カ月、スウェーデンクローナは1カ月STIBORを使用。

【図表】米国国債のイールドカーブ（年限：1カ月～30年）
2018年末時点と2019年7月23日時点の比較



単位：%	1カ月	2カ月	3カ月	6カ月	1年	2年	3年	5年	7年	10年	30年
2019年7月23日時点	2.10	2.15	2.05	2.08	1.97	1.84	1.81	1.83	1.95	2.08	2.62
2018年末時点	2.43	2.45	2.36	2.48	2.60	2.49	2.46	2.51	2.59	2.69	3.02

出所：Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント㈱が作成
※データは記載時点のものであり、将来の傾向及び数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

● 公益債券市場は規制動向やクリーンエネルギーの導入、ECBの金融政策等により堅調に推移



公益債券を含め、投資適格社債市場全体にとって、金利上昇リスクが後退していることや、社債市場における起債量の減少が見込まれること等は、投資家の利回りを求める底堅い需要の支えになると見られます。

公益債券独自の要因としては、規制動向やクリーンエネルギー導入、またECBの金融政策等が追い風になると考えられます。

＜規制により守られる公益企業＞

公益企業は『公共性の高い』サービスを提供しており、高い安定性と継続性が求められます。そのため、国等が公益企業に対し規制を設けている場合があります。

規制が企業活動を制限することも想定されますが、一方で参入障壁の高さによる競争優位性により、公益企業の安定性を高めるとも期待されます。

＜クリーンエネルギーへの取り組み＞

環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素を考慮したESG投資への関心が高まる中、クリーンエネルギーへの取り組みは公益企業の魅力を高める一つの要素となっています。

欧州では、電力会社が再生エネルギーの買取を義務付ける固定価格買取制度（FIT）や、脱原発政策等、国毎に規制がかけられ、それに対応するために公益企業は費用等の負担等を行ってきました。しかし、それが結果的に世界の再生エネルギー市場における、欧州の公益企業の優位性を高めることとなりました。

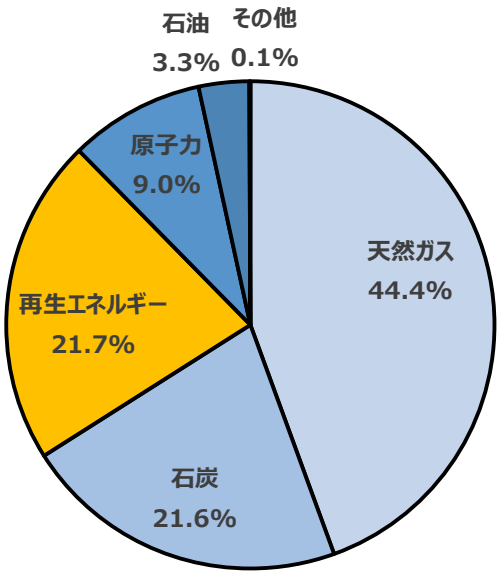
米国でも2019年4月に風力や太陽光等の再生エネルギーによる発電容量が石炭発電を初めて上回る等、公益企業のクリーンエネルギー導入が進んでいます。

＜ECBの金融政策＞

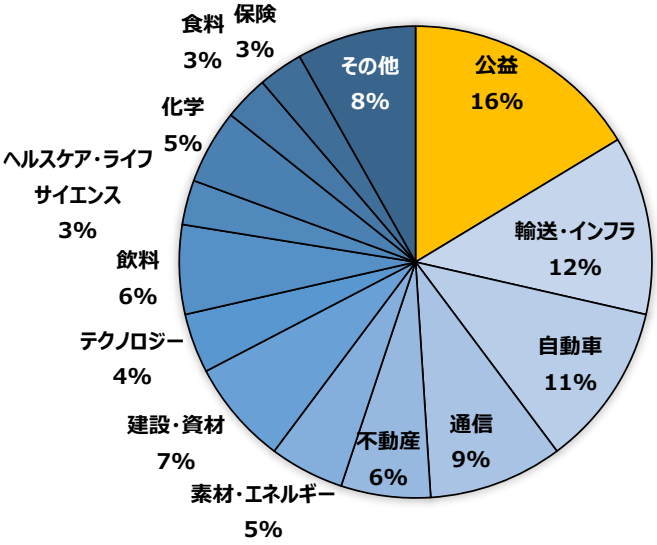
ECBは金融緩和策の一環として、2016年3月に社債購入プログラム（CSPP）を発表、2016年6月より社債購入を開始しました。当該プログラムは、ユーロ建投資適格社債（銀行セクター除く）を購入対象にしていましたが、中でもユーロ圏の主要公益企業が発行する社債が多く含まれていました。

2018年末でECBは新規購入を終了しましたが、2019年6月にはドラギ総裁が金融緩和姿勢をさらに強める可能性を示唆しました。その際、新規購入の再開も緩和策の手段として挙げられたことで、公益債券に対する需要が強まると期待されます。

【図表】米国の発電容量の割合



【図表】ECBのCSPP購入対象のセクター別割合
2019年第1四半期



出所：米国連邦エネルギー規制委員会、ECBのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント㈱が作成
※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

【ご参考】金融当局が利下げをする理由＝景気減速懸念の強まり



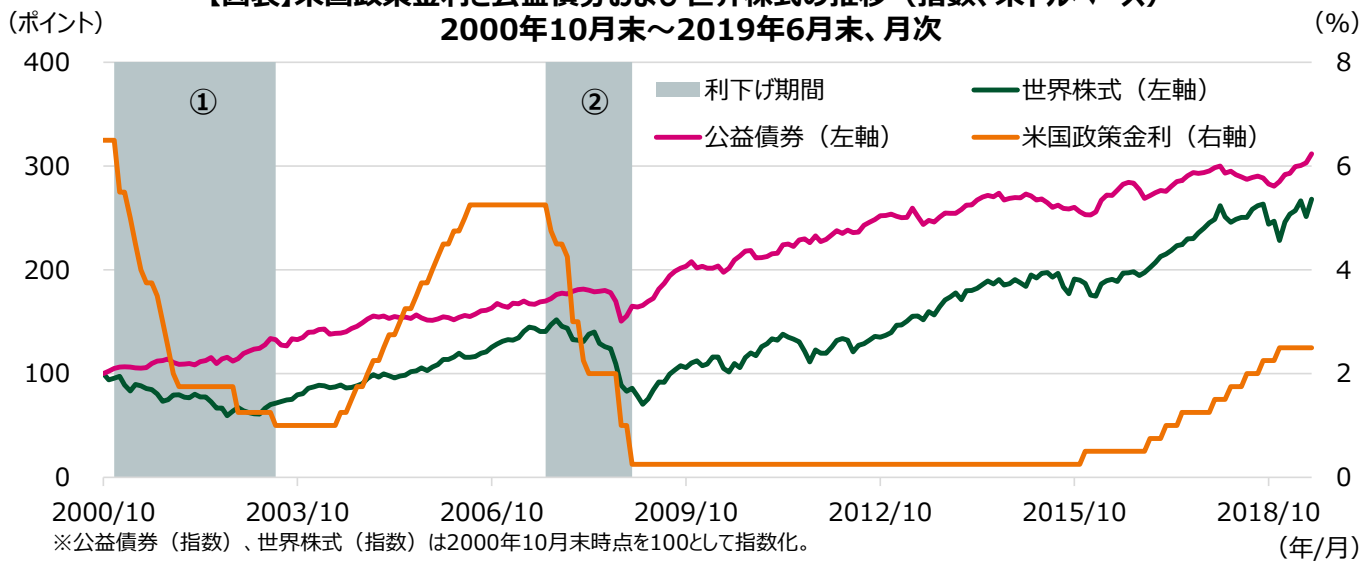
およそ20年の間に米国は2度の利下げ局面を経験しましたが、いずれも利下げ期間中に株価は下落しました。

米国が利下げに動く背景には**景気減速懸念が強まったとのFRBの判断**があります。利下げ観測の台頭等は一時的な株価の上昇要因にはなるものの、先行き不透明感の払拭という根本的な問題解決には至っておらず、**投資家がリスク回避姿勢を強める**ことが想定されます。

なお、現FRB議長であるパウエル氏は7月10日の議会証言で貿易摩擦や世界経済の減速による米国景気への影響に対処するため「必要に応じ行動する」と発言する等、景気減速懸念を背景とした利下げを示唆しています。

これを受けて、米国株式市場では利下げを歓迎するような動きが見られますが、その一方で**リスク回避姿勢が強まる可能性**についても考慮すべき時期にあるとも考えます。

【図表】米国政策金利と公益債券および世界株式の推移（指数、米ドルベース）
2000年10月末～2019年6月末、月次



※公益債券（指数）、世界株式（指数）は2000年10月末時点を100として指数化。

＜ご参考＞ 利下げ開始月の前月末から最後に利下げを実施した月の月末までの騰落率（米ドルベース）

	米国政策金利	世界株式（指数）騰落率	公益債券（指数）騰落率
①2000年12月末～2003年6月末	6.5%→1.0%	－25.1%	+26.5%
②2007年8月末～2008年12月末	5.25%→0.25%	－38.9%	－3.0%

＜過去の利下げ局面入りの背景＞

①2001年1月～2003年6月
2000年春にいわゆる「ITバブル」が崩壊したことを受け、米国では景気減速懸念が強まりました。このような状況において、FRBは2001年1月に利下げを実施、その後2003年6月までの間に政策金利を6.5%から1.0%まで段階的に引き下げました。

②2007年9月～2008年12月
サブプライム問題が深刻化し、世界的に株価が下落する中、FRBは2007年9月に政策金利を5.25%から0.5%引き下げ4.75%としました。しかしその後もリーマンショック等といった世界的な金融危機へと波及し、FRBは政策金利を2008年12月には0.25%まで引き下げ、その後2015年12月に利上げが再開されるまで、長期間にわたる金融緩和局面に入りました。

出所：Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント㈱が作成
※公益債券：Bloomberg Barclays Global Aggregate Corporate-Koueki（日本円除く）
※世界株式：MSCI World指数（配当込み）
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

公益債券レポート

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型） Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型） Cコース（為替ヘッジあり）／Dコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド（毎月分配型/年1回決算型）の特色

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

1 ＤＷＳ グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

●主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。

●組入債券の平均格付は、原則としてＡ格相当以上となることを目指します。
投資対象は、取得時において原則としてＢＢＢ格相当以上の投資適格債とします。

2 毎月分配型/年1回決算型ともに「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」のコースから選択できます。

● Aコース及びCコースは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（ヘッジコストがかかる場合があります。）

●Bコース及びDコースは、対円での為替ヘッジを行いません。そのため為替変動の影響を受けます。

（注1）販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

3 Aコース及びBコースは毎月決算を行い、収益分配を行います。

●毎月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
●分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
※分配金の実績は、将来の分配金の水準を保証もしくは示唆するものではありません。
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
※収益分配金については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。分配方針については、投資信託説明書（交付目論見書）の「分配方針」をご参照下さい。
※Cコース及びDコースの収益分配については、後記「お申込みメモ」をご参照下さい。

4 Aコース及びCコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

●DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。

5 ファミリーファンド方式で運用を行います。

●「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

市況動向及び資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
上記ファンドの目的・特色は抜粋であり、詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

① 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコース及びCコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコース及びDコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

④ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



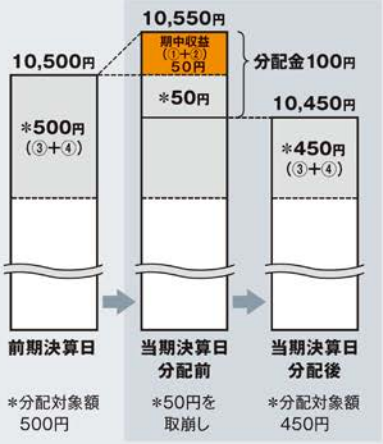
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

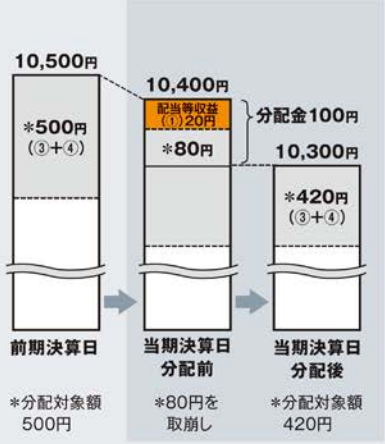
※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



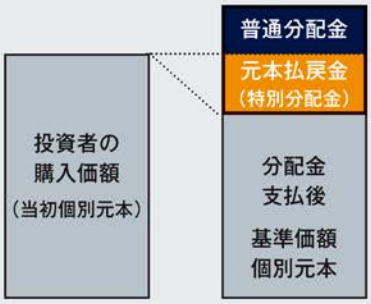
前期決算日から基準価額が下落した場合



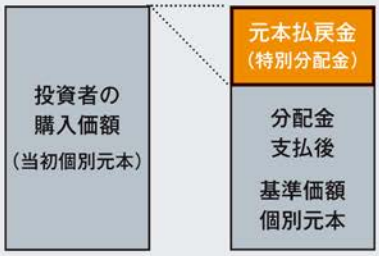
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（注）普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金　個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）　個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

手続・手数料等

お申込みメモ

申込締切時間／購入・換金申込受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間／繰上償還	Aコース／Bコース：信託設定日（2009年4月30日）から無期限 Cコース／Dコース：信託設定日（2013年7月23日）から無期限 ただし、各ファンドについて残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	Aコース／Bコース：原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。 Cコース／Dコース：原則として毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	Aコース／Bコース：年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 Cコース／Dコース：年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 （注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 （注）法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%*（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額 *消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対して年率1.5552%*（税抜1.44%） *消費税率が10%になった場合は、年率1.584%となります。 ※委託会社が受ける信託報酬の一部を、公益財団法人日本盲導犬協会及び社会福祉法人日本介助犬協会に寄付します。 なお、寄付先・寄付条件等については、委託会社の判断により予告なく変更する場合があります。
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。
※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。
※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

販売会社
当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。
販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。

委託会社
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図等を行います。
ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/

受託会社
株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

投資顧問会社
DWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコース及びCコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

公益債券レポート

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型）Ａコース（為替ヘッジあり）／Ｂコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型）Ｃコース（為替ヘッジあり）／Ｄコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

当ファンドの販売会社は以下の通りです。　（五十音順）

金融商品取引業者名（**は取次販売会社）		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○			
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				インターネット販売限定
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○	一般社団法人投資信託協会に加入しています。
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○				
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○		インターネット販売限定
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○				

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型）Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）／Dコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

当ファンドの販売会社は以下の通りです。　（五十音順）

金融商品取引業者名（**は取次販売会社）		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○		
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○		○		インターネット販売限定
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○	
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○		*
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	○		○		
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○		*
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○		○		インターネット販売限定
ｻﾞ･ﾎﾝｺﾝ･ｱﾝﾄﾞ･ｼｬﾝﾊｲ･ﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ･ｺｰﾎﾟﾚｲｼｮﾝ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ（香港上海銀行）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○		*
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○				
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○				
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○				
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○		
三菱UFJ モルガン・スタンレーPB 証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○		
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○		
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○				

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

公益債券レポート

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド
（毎月分配型）Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）／Dコース（為替ヘッジなし）
追加型投信／内外／債券

当ファンドの販売会社は以下の通りです。　（五十音順）

金融商品取引業者名（**は取次販売会社）		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○				インターネット販売限定
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				
アーク証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○				
臼木証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○				
島大証券株式会社**	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○				
セントレード証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第74号	○		○		

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

ＤＷＳ グローバル公益債券ファンド（毎月分配型）Aコース（為替ヘッジあり）Morningstar Award “Fund of the Year 2016”債券型部門「優秀ファンド賞」受賞

Morningstar Award “Fund of the Year 2016”は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2016年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。債券型部門は、2016年12月末において当該部門に属するファンド1,670本の中から選考されました。当賞は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar，Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

＜当資料で使用した指数に関する留意事項＞
公益債券：Bloomberg Barclays Global Aggregate Corporate-Koueki（日本円除く）
世界株式：MSCI World指数（配当込み）

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

MSCI World指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。また、MSCIインクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。当資料記載の情報及び見通しは、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用、税金等を考慮しておりません。当資料に記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。
D-190725-1

■レポートの作成・配信は
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社